



一千八百七十七年  
第八月十八日 刊行

倫敦府經濟新聞紙抄譯

5-1

4095





ニハ三百二十、時、吟ヲ課シ、日ノ同品ニハ僅ニ二百、時、吟  
ヲ課ス、是新税則ノ例ニシテ、西日兩國間ニ為セル商議  
ノ成果ナリトイヘリ、然ルニ其商議タル甚々密ニシテ、  
我政府ハ毫モ其状ヲ聞クヲ得、サリシカ故ニ、吾輩ハ此  
終令以前ニ於テ此ノ如キ商議ノアリタルヲ知ラス、終  
令ニテ始テ其然リシヲ知リタルノミ、抑、曩ニ彼我ノ間  
ニ訂盟シタル條約ニ依テ、吾輩ハ必ラス彼ノ最親愛ス  
ル所ノ日耳曼ト同等ノ位置及其他各國ニ許容セル利  
益ヲ無論吾輩ニ分与スヘシト信セシニ、豈料シ彼政府  
ハ故ラニ我物品ニ重課セントスルノ決意アラントハ、  
之ヲ奈何ノ驚愕セサルヲ得ンヤ、尚ホ此要件ニハ、エー  
トレッチ<sup>地</sup>ニ於テ締結シタル條約最モ詳密ナルヲ以テ、  
今左ニ掲テ其旨趣ヲ論セントス

即其條目ニ曰ク、大英、西班牙兩國ノ臣民ニシテ各互ニ  
兩國ノ領内ニ於テ通商スル者ハ、凡ソ輸出入品トモ、日  
耳曼人民ニ賦課スルモノヨリ決シテ重ク課スヘカテ  
スト、是ニ由テ之ヲ觀レハ、我物品ニハ最懇切ニ輕課シ  
テ輸入スルヲ得セシムルヲ信スルニ足レリ、然ル  
ニ右條約ニ付一千八百四十五年、グラッドストラン<sup>氏</sup>ハ  
獨立工夫ノ製造シタル砂糖ト賦課ノ製造シタルモノ  
トヲ區別シ、其賦課製ニ屬スルモノニ重課センヲ主  
張スルニ方テ、乃論シテ曰ク、條約ノ趣意トスル所ハ物  
産ニアラスシテ之ヲ製スル所ノ人ニアリ、且右條目中  
西班牙ニ在番ノ英人ハ、日人ニ課スル所ノモノヨリ重  
キ賦課ヲ蒙ムラサレ氏、更ニ英國物品ニ輕課シテ輸入  
セシムルト云フアルヲ觀スト、ロールド<sup>パ</sup>ル<sup>ル</sup>スト

ラン氏モ亦頻リニ之ニ抗論セシカトモ、議院ハ其抗論ヲ顧ミス、遂ニ之ヲ實行スヘキトニ決セリ、是ニ由テ觀ル中ハ、吾輩カ彼ニ對シテ聊モ抗論ヲナスノ意ヲ抱カサルヤ明カナリ、故ニ若シ此新稅則ノ不條理ナルトヲ知リ之ヲ更革セント欲スル中ハ、我亦其商議ニ與カラズンハアルヘカラス、然レニ我ニハ其更革ヲ強求スルノ權ヲ有セサルヲ以テ之ヲ敢テスルヲ得サレトモ、幸ニ西班牙政府モ我政府ト適宜ノ條約ヲ結ハントヲ好マザルニアラスト信スルモ理ナキニアラス、彼新聞紙ヲ觀ルニ該政府ハ今固此新稅則ヲ起スノ主意ハ、先第一ニ我政府ヲシテ「ジブラルタル」地中海ノ海口ニ於テ、西班牙及「ジエノア」英領咽喉ノ雜種ノ族カ為セシ如キ奸猾ナル所為ヲ止メシムルノ策ト、第二ニハ「アングリユエジアン」

「イストツラマジエリヂン」アラゴネズ「カタラン」ノ葡萄酒ノ我ニ輸入スルモノ、稅ヲ稍、輕クナサントスルノ策ナリト明言セリ、抑、英法ハ他國ヨリ輸入スル葡萄酒ニ混合セル「アルコール」ノ度ヲ二十六度ト定限シ、而シテ「加倫」ニ時、吟六、邊斯ヲ課ス、然ルニ「西班牙」ノ同品ハ三十四度以下ニテハ利益之ナキヲ以テ輸出シ能ハサルカ故ニ、佛國產ニ較レハ自ラ重課ヲ蒙ルノ理ナレハ、其度ヲ増サシメンコトヲ請ヘリ、然レニ此ノ如キ論理ハ必ラス能ク討究セズンハアルヘカラス、夫ノ「ジブラルタル」貿易一件、令ヒ何等ノ訴ヲ為ストモ、夫ノ「ジブラルタル」貿易一件、上ニハ彼ノ軍務官ノ請求スル前已ニ吾輩ヨリ談判ヲ為セシハ、我カ為ニ取テハ實ニ幸ナリキ、且我政府ノ論スル如ク「ジブラルタル」違式貿易ヲ制禁セントタノ真

ニ公平至當ノ處置ヲ為スニ於テハ、豈通商利益ノ為ニ  
自ラ真理ヲ屈スルノ理アラシヤ、又佛ノ某州ノ人民カ  
愛好スル如ク税則ノタメニ戦端ヲ開カントスルハ、吾  
輩ノ敢テ望ム所ニアラス、吾輩ハ最モ困難ヲ忍テ專ラ  
安全ノ商議ニ与カラシムルヲ欲スルナリ。

